

令和 2 年 4 月 2 4 日

各保護者 様

鴻巣市教育委員会教育長

臨時休校期間の再度延長についてのお知らせ

日頃より、本市の教育活動について、ご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

本市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言による政府や県からの要請を受け、5月6日まで休校の延長措置を講じてまいりました。

現在、埼玉県におきまして感染者の拡大状況が見られ、収束に向けていまだに不透明な状態です。政府や県の5月7日以降の方針については、現時点では明確に示されておられません。首都圏、県内、市内の現状を鑑みるとともに、保護者の皆様、各校の円滑な対応も考慮し、本市におきましては、以下のとおり市内すべての小・中学校において、引き続いての休校措置をとる判断をいたしました。

引き続いての休校措置により保護者の皆様には、重ねてのご負担をお願いすることとなり申し訳なく存じますが、なにとぞご理解をいただくとともに、引き続きお子さんの健康管理等に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日時点での対応であり今後新たな対応となる場合がございます。

記

1 休校とする期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月20日（水）まで

ただし、今後の埼玉県教育委員会からの要請期間が長い場合には、その期間まで延長いたします。短い場合や解除の場合でも、原則として5月20日までの期間の短縮は行いません。

2 入学式について

- ・小中学校とも5月7日（木）に実施します。開始時刻等詳細につきましては各学校のホームページ等をご確認ください。
- ・出席者につきましては、新入生、保護者（各家庭1名まで）、教職員とさせていただきます。
- ・発熱、咳などの風邪症状や全身のだるさなどがある場合には出席をお控えください。
- ・咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症予防にご協力ください。また、マスクの着用についてもご協力ください。マスクが手に入らない場合に限り、学校で用意したものをご使用ください。受付でお申し出ください。
- ・出席日数に含めず、出席されない場合についても欠席扱いとはいたしません。

3 お子さんの状況確認のための機会設定について

長期間の休校により、お子さんの心身の状況が心配されることから状況確認のための機会を学校ごとに設定することとしました。詳しくは学校のホームページ等でご確認ください。

○小学校について

- ・お子さんの登校日は設定しませんが、保護者の皆様に学習課題等の提出や受け取り等をお願いします。その際に、お子さんの様子を確認させていただくことがございます。

○中学校について

- ・週に1回程度の分散によるお子さんの登校日を設定させていただきます。
- ・出席日数には含めず、出席されない場合についても欠席扱いとはいたしません。
- ・学習、生活、健康の状況等を確認する時間を短時間設けます。
- ・風邪症状など体調がすぐれない場合は、登校をお控えください。

4 お子さんの健康管理について

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各ご家庭において予防に努めていただきますようお願いいたします。引き続き毎日の検温をお願いします。
- ・風邪の症状や37度5分以上の発熱が続くなどの場合は、かかりつけ医などの医療機関にご相談ください。併せて学校にもご連絡ください。

5 給食の開始時期について

- ・給食の開始時期については、小中学校ともに原則として6月1日（月）からとします。
- ・小学校1年生については、6月1日（月）を牛乳のみの給食とし、完全給食は6月2日（火）からとします。

6 夏季休業日の短縮について

- ・授業時数の確保のため、第1学期を7月31日（金）までとします。
- ・夏季休業日につきましては、8月1日（土）から8月23日（日）までとします。

7 その他

- ・不要不急の外出を控えるようご家庭でお話してください。
- ・中学校においては、臨時休校期間中の部活動は引き続き行いません。
- ・登校日以外での学校でのお子さんの受け入れや学校の校庭開放は行いません。
- ・休校期間には、ご家庭での学習を進めていただきますようお願いいたします。
- ・今後の対応につきましては、変更することもございます。市や学校のホームページをこまめにご確認ください。また場合によっては、学校から緊急メールにてご連絡することもあるかと思いますので、よろしくお願いいたします。